

※搬入時間等については、別紙の施設毎の留意事項を参照願います。

山形広域環境事務組合廃棄物の搬入等に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形広域環境事務組合廃棄物の処理等に関する条例(平成7年山広環条例第1号)、構成市町の一般廃棄物処理実施計画及び関係法令に定めがあるもののほか、立谷川リサイクルセンター、エネルギー回収施設(立谷川)及びエネルギー回収施設(川口)(以下「施設」という。)において処理する廃棄物の搬入等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休業日及び搬入時間)

第2条 施設の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができるものとする。

(1) 日曜日

(2) 1月1日から1月3日までの日

2 廃棄物の搬入時間は、月曜日から金曜日は午前9時から午後4時までとし、土曜日は午前9時から午後0時までとする。ただし、施設の作業状況等により管理者は、搬入時間を変更できるものとする。

(搬入できる廃棄物の種類)

第3条 施設に搬入できる廃棄物は、構成市町の区域内から発生した廃棄物で、別表のとおりとし、別表2の処理不適物を除くものとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、区域外の廃棄物も搬入できるものとする。

(搬入者)

第4条 施設に搬入できる者(以下「搬入者」という。)は、次の各号に定めるものとする。

(1) 構成市町の区域内の土地又は建物の占有者

(2) 施設に搬入する廃棄物が一般廃棄物の場合、前号に規定する者から委託を受け、構成市町の長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者

(3) 施設に搬入する廃棄物が産業廃棄物の場合、第1号に規定する者から委託を受け、山形県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬許可業者

(4) その他管理者が特に認めたもの

(搬入車両)

第5条 施設に廃棄物を搬入する車両は、ピットへの投入及び構内の運行に支障のない車両とする。

(搬入方法)

第6条 山形広域環境事務組合廃棄物の処理等に関する条例施行規則(平成7年山広環規則第2号)第3条第2項及び第9条第2項に規定する廃棄物搬入許可証の交付を受けたものが、施設に廃棄物を搬入する場合は、当該許可証を提示しなければならない。

2 前項の許可証の交付を受けていないものが搬入する場合は、別に定める用紙に必要な事項を記入しなければならない。

3 搬入者は、一般廃棄物と産業廃棄物を区分して搬入しなければならない。

4 搬入する廃棄物は、各構成市町の区域ごとに搬入しなければならない。

(搬入者の遵守事項)

第7条 搬入者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設の係員の指示に従うこと

(2) 指示された施設以外にみだりに立ち入らないこと

(3) 指示された以外の機械器具等の設備に手を触れないこと

(4) 施設の作業を妨げないこと

(5) 施設の構造物等を汚損したときは、係員に報告するとともに速やかに現状に復すること

(6) 廃棄物の搬入を終了したときは、速やかに退場すること

(7) その他管理者が指示した事項

(搬入の一時停止等)

第8条 管理者は、搬入者が第3条から前条までに定める事項のいずれかを遵守しなかったときは、当該搬入者に対し、廃棄物の搬入の一時停止などの必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(山形広域環境事務組合廃棄物の搬入等に関する指導要綱の廃止)

2 山形広域環境事務組合廃棄物の搬入等に関する指導要綱（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成28年4月改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月改正）

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

別表

各施設に搬入できる廃棄物

施設名	一般廃棄物	産業廃棄物
立谷川 リサイクル センター	各構成市町の一般廃棄物処理実施計画におけるごみ分別区分のうち「ビン・カン、雑貨品・小型廃家電類、ペットボトル、水銀含有ごみ、粗大ごみ（不燃性）」	山形広域環境事務組合廃棄物の処理等に関する条例施行規則（平成7年山広環規則第2号）第8条で定める産業廃棄物
エネルギー 回収施設	各構成市町の一般廃棄物処理実施計画におけるごみ分別区分のうち「もやせるごみ、プラスチック類、粗大ごみ（可燃性）、犬猫等の小動物死体」	
施設共通	<p>施設に搬入できる廃棄物は、次に掲げる物を除去していること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 有害性を有する物 (2) 危険性を有する物 (3) 引火性を有する物 (4) 火気のある物 (5) 著しく悪臭を発する物 (6) 感染性のある物 (7) 容積又は重量の著しく大きい物 (8) 前号に掲げるもののほか、施設の処理業務を困難にし、又は施設の機能を損なうおそれがある物 	

別表 2

処理不適物

分類	処理不適品目
爆発火災起因物	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロパンガスボンベ（使い切ったものでも不可） 2 可燃性ガスボンベ（アウトドア等で使用のもので、充填物が残っているもの） 3 可燃性スプレー缶（化粧品等で充填物が残っているもの） 4 使い捨てライター（ガスが残っているもの）、発煙筒 5 アルミ粉末 6 燃料容器（ガソリン、灯油、軽油、油脂類の容器で、その容器内に燃料が残っているもの又は内部洗浄していないもの）、ドラム缶 7 灯油入りストーブ・オイルヒーター等 8 塗料等（塗料、接着剤） 9 溶剤（ベンジン、シンナー等）
破砕剪断困難物	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄の塊（鉄アレイ、アンビル、分銅、バーベル、鉄ゲタ、つるはし等） 2 鉄筋、鉄棒、鉄板、パイプ、鉄線、ワイヤ、スプリング等 3 耐火金庫 4 ボンベ類（プロパン ミニクック以上のもの、圧力容器等） 5 消火器 6 ボーリングの玉 7 鑄造製品（ミシン、置物・花瓶、台ばかり等） 8 モーター 9 エンジン 10 浴槽、風呂釜、かまど 11 タイヤ、タイヤホイール、チューブ、チェーン、自動車用部品 12 洗濯物干し台、洗濯竿（180cm を超えるもの）、自然石 13 臼（15cm 角を超えるもの） 14 梯子 15 電気温水器（180cm×80cm×55cm を超えるもの） 16 ピアノ 17 システムキッチン流し台 18 サーフボード、ハンググライダー 19 スチール棚、倉庫（180cm×80cm×55cm を超えるもの） 20 農業用資材・機械等 21 じゅうたん・電気カーペット（180cm を超えるもの） 22 グレーチング（排水用蓋） 23 介護用ベッド 24 直径 15cm を超える木製品
その他の機械的損傷危険物	<ol style="list-style-type: none"> 1 バッテリー 2 薬品類（樹木防除剤、トイレ・風呂等洗浄剤、バッテリー液、漂白剤等） 3 農薬等の有害物 4 感染性廃棄物（治療に使用した注射針等の鋭利なもの） 5 宗教関連具 6 家電リサイクル対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機） 7 パソコン

※上記以外のものであっても、これらに類似するものは、処理不適物とする。